

綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱

綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱(平成27年4月1日告示第36号)

最終改正:平成27年12月8日告示第189号

改正内容:平成27年12月8日告示第189号[平成28年10月1日]

○綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱

平成27年4月1日告示第36号

改正

平成27年12月8日告示第189号

綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の円滑な利用を支援し、権利の擁護及び福祉の向上を図るため、経済的な理由等により後見等に係る成年後見人等に対する報酬の支払に要する費用を負担することが困難な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審判請求 次に掲げる審判の請求をいう。

ア 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判(以下「後見開始の審判」という。)

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判(以下「保佐開始の審判」という。)

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判

エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判(以下「補助開始の審判」という。)

オ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判

カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 成年被後見人等 後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判を受けた者をいう。

(3) 成年後見人等 民法に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。

(4) 住所地特例対象被保険者 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者をいう。

(5) 被保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者をいう。

(6) 介護給付費等の支給決定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項に規定する介護給付費等を支給する旨の決定をいう。

(7) 報酬付与の審判 家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項又は50の項に規定する報酬の付与についての審判をいう。

(8) 成年後見人等に対する報酬 報酬付与の審判により家庭裁判所が決定する報酬をいう。

(9) DV 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。)をいう。

(10) 生活保護の基準額 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算定した最低生活費の額をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、成年被後見人等であって、第1号から第4号までのいずれかに該当し、かつ、第5号に該当するもの又は第6号から第8号までのいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者(他市区町村の住所地特例対象被保険者若しくは被保護者又は他市区町村で介護給付費等の支給決定を受けた者を除く。)

(2) 本市の住所地特例対象被保険者

(3) 本市で介護給付費等の支給決定を受けた者

(4) 本市において福祉の措置を受ける者

(5) 次の要件のいずれにも該当する者で、成年後見人等に対する報酬の支払に要する費用を負担することが困難であると市長が認めるもの

ア 世帯(虐待、DVの被害者である場合その他特別の事情があると認められる場合は対象者。イにおいて同じ。)の収入から成年後見人等に対する報酬の支払に要する費用を控除した額が生活保護の基準額未満であること。

イ 世帯の預貯金が生活保護の基準額の6か月分未満であり、かつ、他の処分すべき資産がないこと。

(6) 本市において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(7) 本市の被保護者

(8) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、当該成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に定める額(1月に満たないときは日割計算による。)を上限とし、成年後見人等に対する報酬の支払に要する費用の範囲内で、市長が定める額とする。

綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱

- (1) 成年被後見人等が在宅で生活している場合 成年後見等の事務が行われた月数に28,000円を乗じて得た額
- (2) 成年被後見人等が施設、病院その他在宅以外の場所で生活している場合 成年後見等の事務が行われた月数に18,000円を乗じて得た額

2 前項の助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をすることができる者は、対象者又はその代理人としての成年後見人等(保佐人及び補助人にあっては、代理権を付与されている者に限る。)とする。

2 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して2年以内に市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請前に成年被後見人等が死亡した場合又は報酬付与の審判が成年被後見人等の死亡後に確定された場合においても、その者の成年後見人等であった者は、同項の規定により申請することができる。ただし、成年被後見人等の遺留した金品が当該報酬に満たない場合に限る。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第7条 申請者は、助成金の交付決定を受けた後において、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 世帯の状況に変更があったとき。

(成年後見人等の努力義務)

第8条 成年後見人等は、定期的な助成金の交付申請が可能となるよう、報酬付与の審判の申立てを1年に1回以上行うよう努めなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月8日告示第189号)

この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。